

議第161号

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年11月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県水道用水供給条例の一部を改正する条例

滋賀県水道用水供給条例（昭和53年滋賀県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項を次のように改める。

- 給水料金の料率は、基本料金については基本水量1立方メートルにつき月額1,270円、使用料金については使用水量1立方メートルにつき31円30銭とする。

付 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。